

茨木市障害者緊急一時保護・宿泊事業実施要綱

茨木市障害者緊急一時保護事業実施要綱（平成25年7月31日実施）の全部を改正する。

（目的）

第1 この要綱は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）（以下「障害者虐待防止法」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）第77条第4項に規定する地域生活支援拠点等の趣旨に鑑み、障害者の緊急一時保護・宿泊事業を実施することにより、一時保護及び一時宿泊を必要とする障害者の身体面の安全と精神的安定を確保することを目的とする。

（定義）

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象障害者 本市に居住している障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1項に規定する障害者又は本市が障害者総合支援法に基づく支給決定の実施者となっている障害者総合支援法第4条第1項に規定する障害者をいう。
- (2) 介護者 対象障害者の介護を日常的に行う家族等をいう。
- (3) 緊急の事態 介護者の障害、疾病等のため、対象障害者に対し、介護者による支援が見込めない事態その他の対象障害者が地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことを困難にする事態をいう。
- (4) 利用者 第7の規定による使用申請承認を受けた者

（実施主体）

第3 この事業の実施主体は茨木市とし、当該事業の実施に係るサービスの提供は、障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスを実施し、かつ適切な事業運営が確保できると認められる法人又は障害者の一時保護を実施している団体に委託して実施するものとする。

(対象者)

第4 この事業の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 障害者虐待を受けている対象障害者
- (2) 緊急の事態が生じた対象障害者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、市長が認める者

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この事業を利用することができない。

- (1) 医療機関その他専門施設における治療等を必要とする疾患又は障害を有する者
- (2) 他の保護・宿泊の場を現に利用している又は利用することができる者
- (3) 市長がこの事業を受託した事業者と協議した結果、対応が困難であると認めた者

(事業内容)

第5 この事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用者の受け入れ
- (2) 受け入れた利用者に対する安全で衛生的なプライバシーに配慮された生活空間の提供
- (3) 受け入れた利用者に対する食事又は食材の提供
- (4) 受け入れた利用者に対する入浴の提供
- (5) 受け入れた利用者に対する相談及び情報の提供
- (6) 行政機関等との面接等、必要に応じた対応
- (7) 受け入れた利用者との速やかな連絡（夜間を含む。）
- (8) 関係機関との連絡

(緊急一時保護・宿泊の申請)

第6 この事業を利用しようとする者は、茨木市障害者緊急一時保護・宿泊事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、この事業を利用しようとする者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、口頭で申請することができる。

(緊急一時保護・宿泊の決定)

第7 市長は、第6の規定による申請があったときは、その内容を審査し、申請者に対して茨木市障害者緊急一時保護・宿泊事業利用申請承認・不承認通知書（様式第2号）により通知する。

(緊急一時保護・宿泊の期間)

第8 緊急一時保護・宿泊の期間は、利用者の生命、身体、安全確保及び緊急の事態が改善するまでの期間とする。

(委託先への通知)

第9 市長は、第7の規定による利用の決定をしたときは、委託先に対して茨木市障害者緊急一時保護・宿泊事業利用依頼書(様式第3号)により通知する。

(利用の取消し)

第10 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対し、当該決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段によることにより利用決定を受けた場合

(2) 死亡した場合

(3) 市長及び利用施設責任者の指示に従わない場合

(4) 利用の取消しを申し出た場合

2 市長は、前項の規定による取消しの措置を行った場合は、利用者に対して茨木市障害者緊急一時保護・宿泊事業利用承認取消通知書(様式第4号)により通知する。

(費用の負担)

第11 利用者は、緊急一時保護・宿泊に要する経費のうち、事業実施法人の定める飲食物、光熱水費等の相当額を負担するものとする。ただし、利用者の所持する金銭がきわめて少なく、費用の捻出が困難な場合は、予算の範囲内で市が負担する。

(秘密保持)

第12 この事業に関係する者は、職務上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。の職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第13 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月15日から実施し、令和7年4月1日から適用する。

様式第 1 号（第 6 関係）

年 月 日

（申請先） 茨木市長

申請者氏名
申請者住所
申請者連絡先

茨木市障害者緊急一時保護・宿泊事業利用申請書

茨木市障害者等緊急一時保護・宿泊事業の利用について、次のとおり申請します。

利 用 希 望 者 の 状 況	氏 名	フリガナ
	住 所	〒
	生 年 月 日	年 月 日 （ 歳）
	利用を希望する理由	

様式第 2 号（第 7 関係）

茨 第 号
様

茨木市障害者緊急一時保護・宿泊事業利用申請承認・不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった茨木市障害者緊急一時保護・宿泊事業の
利用申請について、次のとおり決定したので通知します。

対 象 者 氏 名

対 象 者 住 所

対象者生年月日 年 月 日

☐ 利用を承認する

利 用 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

利用施設種別 (障害福祉サービス提供事業所 ・ シェルター)

☐ 利用を承認しない

理 由

年 月 日

茨 木 市 長

様式第 3 号（第 9 関係）

茨 第 号
様

茨木市障害者緊急一時保護・宿泊事業利用依頼書

次のとおり決定したので通知します。

利 用 者 氏 名

利 用 者 住 所

利用者生年月日 年 月 日

利 用 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

茨 木 市 長

茨木市障害者緊急一時保護・宿泊事業利用承認取消通知書

次のとおり利用承認の取消しを決定したので通知します。

利 用 者 氏 名

利 用 者 住 所

利用者生年月日 年 月 日

取 消 日 年 月 日

取 消 の 理 由

年 月 日

茨 木 市 長